

流域水循環計画の策定状況等について



平成29年2月3日

愛媛県土木部河川港湾局水資源対策課

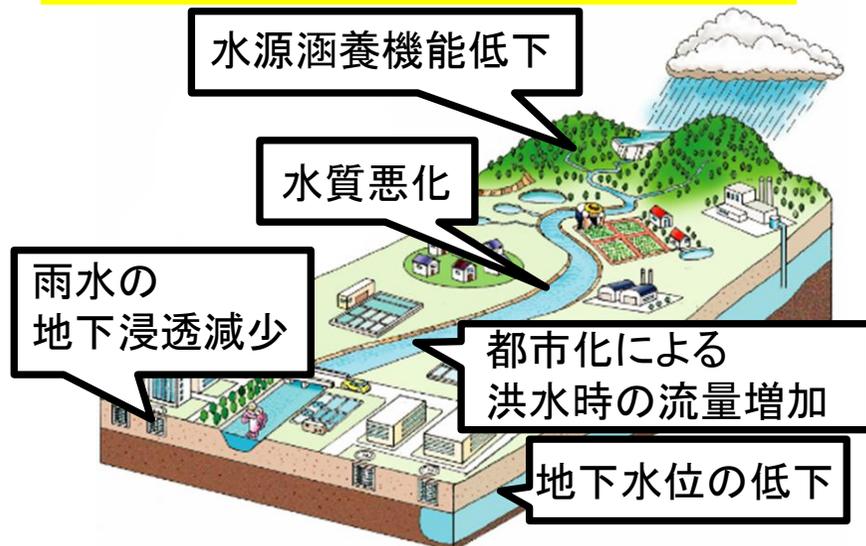
水循環基本計画のポイント ～流域マネジメントとは～

流域の総合的かつ一体的な管理は、一つの管理者が存在して、流域全体を管理するというものではなく、

- ・ 森林、河川、農地、都市、湖沼、沿岸域等において、
- ・ 人の営みと水量、水質、水と関わる自然環境を良好な状態に保つ又は改善するため、
- ・ 様々な取組を通じ、
- ・ 流域において関係する行政などの公的機関、事業者、団体、住民がそれぞれ連携して活動することと考え、本計画においてこれを「流域マネジメント」と呼ぶこととする。

(水循環基本計画 p20 抄)

水循環に関する課題の例



健全な水循環の維持・回復に向けた
流域連携の枠組み
(水循環基本計画で提案)

流域マネジメント

- ・ 「流域水循環協議会」を設立
- ・ 「流域水循環計画」を策定
- ・ 計画に基づき、水循環に関する施策を推進

水循環基本計画のポイント ～協議会の設置と水循環計画の策定と推進～

- 地方公共団体、国の地方支分部局、事業者、団体、住民等が一体となり、流域水循環協議会を設置。
- 流域水循環協議会が、各分野の横串を刺した総合的な流域水循環計画を策定。
- 流域水循環計画で示される基本的な方針のもとに有機的な連携が図られるよう、森林、河川、農地、下水道、環境等の水循環に関する各種施策について関係者は相互に協力し、施策を実施。

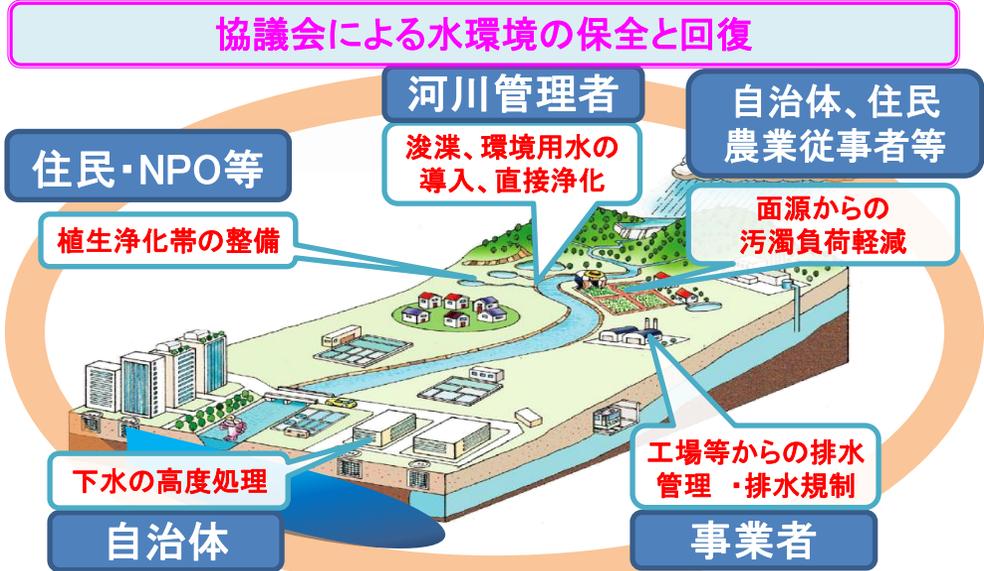
施策実施イメージ：水環境の保全と回復

- 【課題】
- 湖沼や閉鎖性海域における水質改善の遅れ
 - 水質規制、汚水処理などそれぞれの観点から対策

新たな取組(案)

- 流域の関係者・関係機関が共通の目標設定のもと、役割分担を明確にした計画を策定
- 排水の負荷低減、浚渫、環境用水の導入、直接浄化等の対策

→ **良好な水環境を実現**



施策実施イメージ：普及啓発の推進

- 【課題】
- 水の公共性・重要性に関する国民意識は低く、国民レベルや民間による水循環健全の取組は少ない。

新たな取組(案)

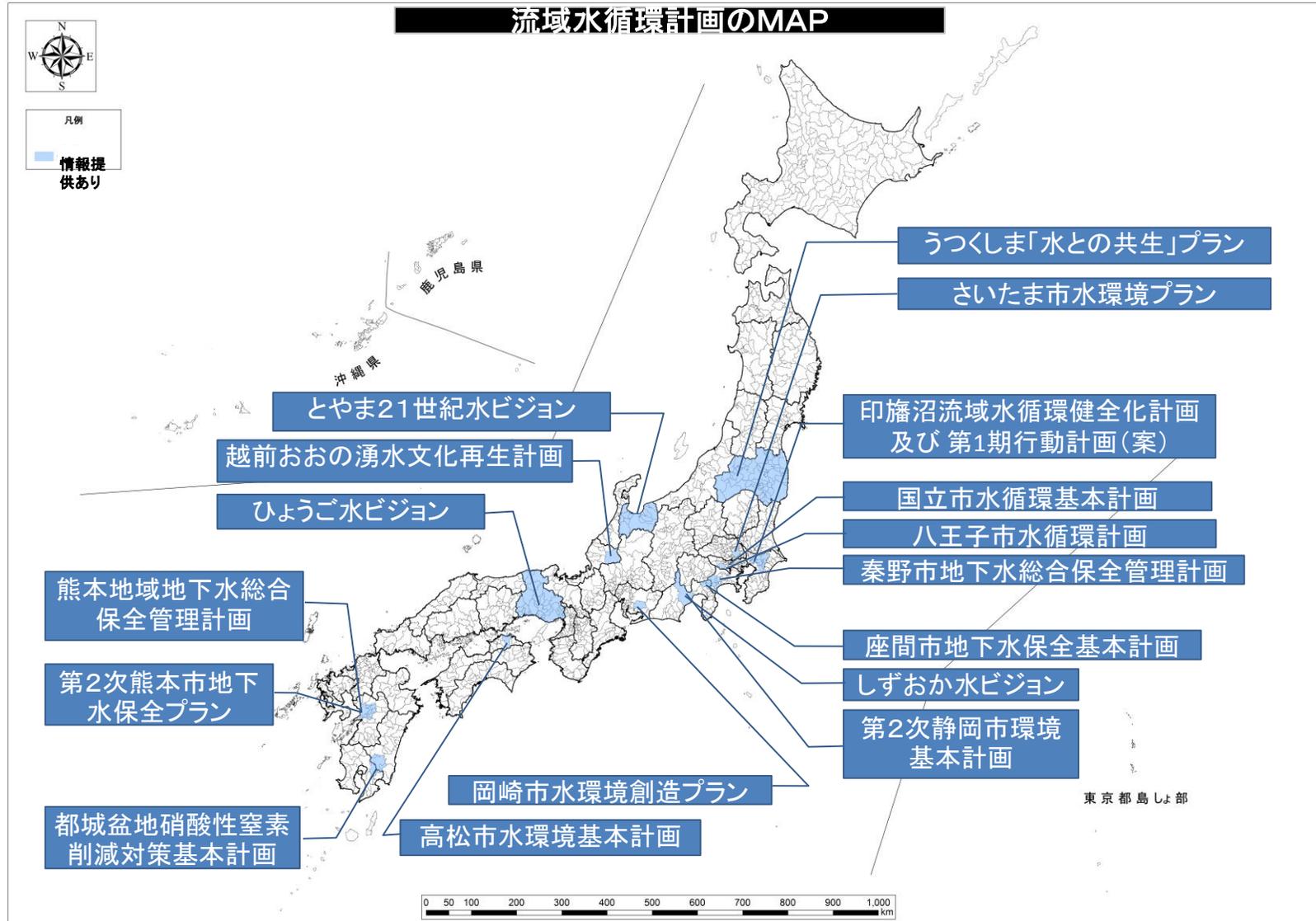
- 学校等における水循環保全活動への支援、「水の日(8/1)」関連行事への国民参加の促進、民間企業等による普及啓発活動への支援

→ **国民自らの積極的取組、官民一体となった活動**



流域マネジメントの推進のための措置④～計画の位置づけ明確化～

第1回×切(平成28年11月30日)までに情報提供された計画について、「流域水循環計画」に該当すると考えられる**17計画**について初めて公表します。

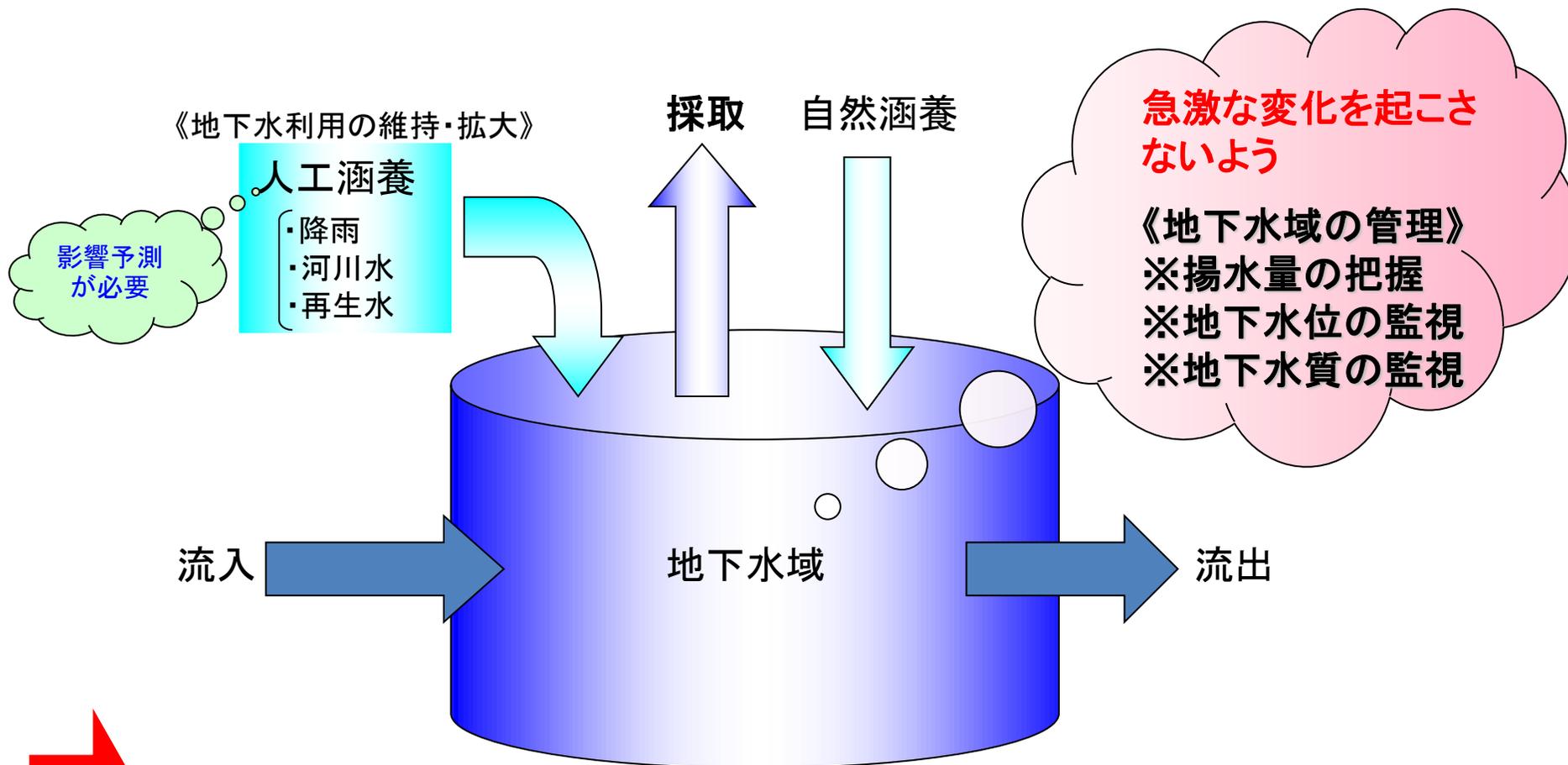


※ 第2次静岡市環境基本計画については、計画の一部(水環境)が「流域水循環計画」に該当する計画

地下水マネジメント ～持続的な地下水利用とは～

◆地下水収支と均衡のとれた利用

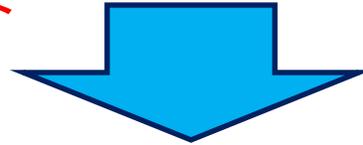
◆地下水障害(地盤沈下、塩水化、水質汚染)の防止



それぞれの 地域で地下水域の構造が異なる上、水収支も千差万別

地下水マネジメント ～持続可能な地下水の保全と利用に向けて～

- 地下水は貴重な水資源で、地表水と地下水は表裏一体
- 社会変化や気候変動は、地表水・地下水両方の量・質に影響
- 地下水の利用目的、需要、供給とも地域的に偏在するため、ローカルな問題解決が必要



地域の関係者が連携して、横断的取組を決定する仕組み
(地下水協議会・流域水循環協議会)

協議会を軸に、基礎データの共有、実態把握、取水目標、
地下水のバランスあるルール策定していく

「地下水マネジメント」の推進

持続可能な地下水の保全と利用の実現

地下水マネジメント ～地下水マネジメント検討委員会モデル4地域～

	静岡県 (東部地域)	大野市	鳥取県	安曇野市 (アルプス地域)
地形的特性	山地部(涵養域)から海岸部(湧出域)まで含む	盆地(大野盆地、九頭竜川・真名川、清滝川・赤根川)	砂嘴(弓浜半島)、平野(米子平野、沿岸帯水層、日野川)	盆地(松本盆地の中央部、犀川・高瀬川・穂高川が合流)
地下水利用の状況	上水 工業 観光(湧水) 山地部は企業誘致(取水増)を希望	上水・各戸井戸 工業 農業 業務 観光(湧水) 企業誘致	上水 工業 農業 産業(上流域でミネラルウォーター、ドリンク)	上水 養魚 工業 農業 産業(わさび田、ミネラルウォーター)
地下水障害	海岸部は、山地部での利用拡大による平野部での水位低下、塩水化を懸念	湧水枯渇、水位低下の履歴あり	企業進出時の水位低下および塩水化を懸念	水位低下を懸念(産業への影響)
協議会	条例による協議会、自主的協議会、協議会無しの地域が混在	大野市主体で県・国・民間・学識者も参加する協議会有り	県全域の地下水利用事業者による協議会有り	松本盆地全域(11市町村)の行政による協議会有り
条例	県条例は有るが東部地域のうち黄瀬川地域と東富士地域は指定地域外	有り(市)	有り(県)	有り(市)
検討の主なポイント	<ul style="list-style-type: none"> 上下流問題等を有する地域で新たな枠組み構築を試行的に検討 勉強会を通して地下水の基礎を学ぶ資料等を作成 	<ul style="list-style-type: none"> 取組初期の実態把握における直営実施項目等の把握 地下水の取り組みのメリット・デメリットの把握 	<ul style="list-style-type: none"> 実態把握(第一・第二段階)を直営で実施する場合の課題・留意点等の把握 協議会立ち上げ経緯とポイントの把握 	<ul style="list-style-type: none"> 市から地域全体へ取組の輪を拡げる際の手続き・留意点、およびメリット・デメリット等の把握